

公益社団法人日本ホッケー協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という）定款第56条に基づき、定款の施行についての細則を規定する。

第2章 役員

(役員任期)

第2条

- 1 理事の任期は、すべての理事について、同一の時点までとする。
- 2 役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、理事になる者のうち1名は、選任時において74才未満であればよいものとする。
- 3 任期期間中において満70才を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。ただし、前項ただし書きによって理事に選任された者については、任期中に満74才を迎えてもその任期中は理事として在任するものとする。

(理事候補者の推薦)

第3条 理事、監事及び都道府県ホッケー協会と定款第5条(1)イに記載の関連団体は理事会に対して理事候補者を推薦できるものとする。

- 2 役員候補推薦書提出の締切日は、役員改選が行われる年の1月末とする。

(役員候補選考委員会)

第4条 理事会は、前項により推薦された役員候補者のうち、理事会において役員候補者として検討する者を選考するために、役員候補選考委員会を設けることができる。

- 2 役員候補選考委員会は、会長を委員長とし、理事、正会員及び外部有識者のうち会長の指名する者をもって構成し、委員は8名以内とする。
- 3 この委員会は本協会の目的、業務に照らし、それぞれの職務に適した者を理事会に提案する役員候補者として決定する。
- 4 この委員会は前項の選考を終えた時点をもって解散する。

(補欠による役員候補者の推薦)

第5条 補欠による役員選出は、役員選考委員会を設置せずに行うことができるものとする。

(顧問)

第6条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 委員会

(専門委員会)

第7条 定款第53条に基づき、本協会業務執行のため、専門委員会を設置する。

2 委員会は、理事会の決定に基づき、所掌する専門事業に関し、企画立案の上運営を行う。

3 専門委員会は総務委員会、技術委員会、普及委員会、広報委員会、マーケティング委員会、国際委員会、強化本部、東京2020オリンピックホッケー競技実行委員会とする。

(総務委員会)

第8条 総務委員会に総務部、財務部、コンプライアンス推進部、危機管理部を置く。総務部はこの法人の総務、法人運営、法務、情報管理、表彰を掌る。財務部は財務、契約を掌る。コンプライアンス推進部はこの法人のコンプライアンス・ガバナンスの周知徹底を図る。危機管理部は選手派遣等についての安全管理を掌る。

(技術委員会)

第9条 技術委員会に競技部、審判部、総務部を置く。競技部は大会運営に関する業務を管掌する。審判部は、審判員の養成、指導を行う。総務部は競技会への競技役員の派遣等技術委員会の総務、庶務を行う。

2 必要に応じ、競技規則運営規定検討室、資格審査室、競技役員指名室、東京2020オリンピック対応室を置くことができる。

(普及委員会)

第10条 普及委員会に普及部、国内指導者育成部を置く。普及部はホッケー競技の普及振興を図り、都道府県ホッケー協会と連携を行う。国内指導者育成部は、公認指導者の養成と指導技術の向上を行う。

(広報委員会)

第11条 広報委員会はホッケーに関する広報、ホームページ制作、各種メディア対応業務、並びに出版物編集・発行等を行う。

(マーケティング委員会)

第12条 マーケティング委員会はホッケー競技のPR企画立案を行い、企業協賛等スポンサーの獲得を行う。

(国際委員会)

第13条 国際委員会はFIH・AHFとの連携、情報収集を行う。さらに、チームの海外派遣、外国チームの国内受け入れの支援を行う。

(強化本部)

第14条 強化本部に男子強化委員会、女子強化委員会、一貫指導推進部、情報医科学委員会、ナショナルトレーニングセンター事業室を置く。

2 男子強化委員会、女子強化委員会は、強化戦略プランを作成し、オリンピックでのメダル獲得を目標として、シニア・ジュニアの競技力強化を図る。

3 一貫指導推進部は一貫指導の確立に努め、将来のオリンピックをめざすユース、ジュニアユースの充実を図る。

- 4 情報医科学委員会は選手の医事に関すること、各種情報集積及び分析を行う。
- 5 ナショナルトレーニングセンター事業室はJOCやJSCとも連携してナショナルトレーニングセンターを運営する。

(東京2020オリンピックホッケー競技実行委員会)

第15条 東京2020オリンピックホッケー競技実行委員会は、東京オリンピック開催に向けての企画立案、オリンピックムーブメントの確立、オリンピックスタジアムの建設助言、東京オリンピック開催成功への道標を構築し、実践する。

(特別委員会)

第16条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は理事会の決定に基づき、付託された専門事業に関し、企画立案の上運営を行う。

(委員会の構成)

第17条 委員会は委員長のほかに、副委員長、部長、副部长、および部員(委員)で組織する。

(委員の委嘱・任命)

第18条 委員長・副委員長は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱・任命する。

- 2 部長、副部长及び部員(委員)は、委員長の推薦に基づいて理事会がこれを決定する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は委嘱の日から開始し、その任期は、任期開始時に在任中の理事の任期と同じく終了する。

(委員の役割)

第20条 委員長・部長はその所管事項を総括処理する。

- 2 副委員長・副部长は委員長・部長を補佐し、委員長・部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する専門業務に従事する。

(委員会の招集)

第21条 委員長が必要と認めたときは委員会・部会を招集することができる。

(委員会の議事録)

第22条 委員長は、委員会・部会を開催したときは、その議事要録を作成、保管するとともに、必要に応じてその結果を理事会に報告しなければならない。

(委員の秘密保持)

第23条 各委員は、委員会を通じて得られた情報を委員長の許可なく外部に漏らしてはならない。

第4章 競技会

(競技会の要件)

第24条 本協会が主催及び共催する競技会は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本協会競技規則によるものでなければならない。
- (2) 本協会の公認した競技場・用具を使用して開催するものでなければならない。
- (3) 審判員及び競技役員（TD、TO、ジャッジ）は、補助員を除き公認審判員並びに公認競技役員でなければならない。

（競技会役員の委嘱）

第25条 前条の競技会における役員は、その競技会前に本協会競技規則及び競技会の実行委員会要項によって委嘱する。

（競技会出場資格）

第26条 本協会が公認する競技会には、次の各号の一つに該当する者は出場を認められない。

- (1) 本協会登録会員でない者
- (2) 本協会の競技者規程に反する者
- (3) 本協会又は加盟団体の資格審査により、資格停止又は競技会出場を禁止されている者
- (4) 外国人競技者にあつては、本協会競技規則の定める資格を欠く者

（国際競技会の参加許可）

第27条 外国で行われる競技会に参加するときは、その競技会の行われる国のホッケー連盟によって承認された競技会でなければならない。

第5章 表彰

（日本ホッケー協会賞）

第28条 本協会に日本ホッケー協会賞を設け、日本ホッケー界のために永年にわたり努力し、顕著な貢献があつた者を表彰する。

2 受賞対象者は、60歳以上の者とする。

（日本ホッケー協会特別賞）

第29条 本協会の認めた国際競技会において特に優秀な成績を挙げ、日本ホッケー界の名誉高揚に大きく貢献した者に日本ホッケー協会特別賞を贈呈する。

- (1) オリンピック・ワールドカップの入賞者
- (2) アジア大会・アジアカップの優勝者
- (3) オリンピック・ワールドカップ・アジア大会・ワールドリーグ等の主要な国際大会で顕著な成績を収めた競技役員

（表彰手続き）

第30条 前2条の表彰は総務委員会で審議し、理事会で決定する。表彰は、総会及びそれに準ずる場所において実施する。

（審判員奨励賞）

第31条 国際的な活躍が期待できる審判員を推奨し、審判技術向上の意欲を高めるため

に審判員奨励賞を贈ることができる。

2 受賞候補者は技術委員会が推薦し、理事会で決定する。

(寄付者の表彰)

第32条 本協会に寄付をし、又は本協会の財政に寄与した者・団体に感謝状を贈って顕彰することができる。

第6章 仲裁

(スポーツ仲裁機構)

第33条 本協会における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などホッケー競技またはその運営に関して、本協会またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第7章 その他

(改 廃)

第34条 この定款施行細則の改廃は、理事会の決議により、決定する。

付則

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則 (平成26年9月27日 第2次制定)

この定款施行細則は、平成27年1月1日より施行する。

付則 (平成27年6月6日 第3次制定)

この定款施行細則は、平成27年6月7日から施行する。

付則 (平成28年6月4日 第4次制定)

この定款施行細則は、平成28年6月5日から施行する。

付則 (平成29年1月21日 第5次制定)

この定款施行細則は、平成29年1月22日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書き、同条2項ただし書きは、平成33年3月末日限りで効力を失うものとする。

付則 (平成29年3月11日 第6次制定)

この定款施行細則は、平成29年3月12日から施行する。

付則 (平成29年11月25日 第7次制定)

この定款施行細則は、平成29年11月26日から施行する。これにともない、公益社団法人日本ホッケー協会委員会組織規程は廃止する。